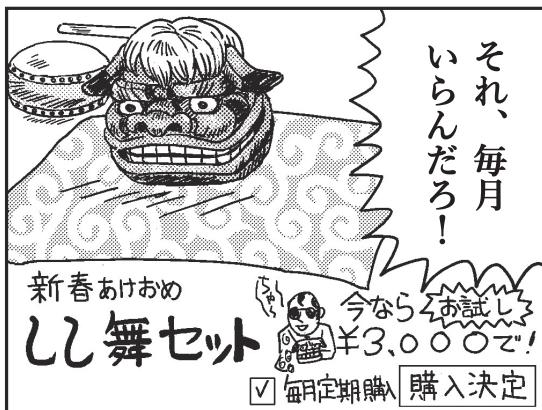


トラブルるまえに気づけ！

『ヨコハマ消費生活4コマ漫画』

ほりのぶゆき

定期購入トラブル編



注意！小さく記載されている場合があります↑

低価格を強調した通信販売では定期購入が条件になっている場合がある

通信販売ではクーリング・オフ制度はない

- 定期購入ではないか
 - 支払う総額がいくらか
 - 解約方法は
- などを確認することが大事

受取や支払を拒否しても、解約しない限り契約は継続しているため、放置していたら督促状が届くことも！

販売サイトや申込みの最終確認画面は、印刷やスクリーンショットを撮っておく

困ったら消費生活総合センターに相談

消費生活トラブルで困ったら横浜市消費生活総合センターに相談

045-845-6666